

別表第1(第3条関係)

養護老人ホーム被措置者費用徴収月額表

対象収入による階層区分		費用徴収月額
1	270,000円以下	0円
2	270,001円から280,000円まで	1,000
3	280,001円から300,000円まで	1,800
4	300,001円から320,000円まで	3,400
5	320,001円から340,000円まで	4,700
6	340,001円から360,000円まで	5,800
7	360,001円から380,000円まで	7,500
8	380,001円から400,000円まで	9,100
9	400,001円から420,000円まで	10,800
10	420,001円から440,000円まで	12,500
11	440,001円から460,000円まで	14,100
12	460,001円から480,000円まで	15,800
13	480,001円から500,000円まで	17,500
14	500,001円から520,000円まで	19,100
15	520,001円から540,000円まで	20,800
16	540,001円から560,000円まで	22,500
17	560,001円から580,000円まで	24,100
18	580,001円から600,000円まで	25,800
19	600,001円から640,000円まで	27,500
20	640,001円から680,000円まで	30,800
21	680,001円から720,000円まで	34,100
22	720,001円から760,000円まで	37,500
23	760,001円から800,000円まで	39,800
24	800,001円から840,000円まで	41,800
25	840,001円から880,000円まで	43,800
26	880,001円から920,000円まで	45,800
27	920,001円から960,000円まで	47,800

28	960,001円から1,000,000円まで	49,800
29	1,000,001円から1,040,000円まで	51,800
30	1,040,001円から1,080,000円まで	54,400
31	1,080,001円から1,120,000円まで	57,100
32	1,120,001円から1,160,000円まで	59,800
33	1,160,001円から1,200,000円まで	62,400
34	1,200,001円から1,260,000円まで	65,100
35	1,260,001円から1,320,000円まで	69,100
36	1,320,001円から1,380,000円まで	73,100
37	1,380,001円から1,440,000円まで	77,100
38	1,440,001円から1,500,000円まで	81,100
39	1,500,001円以上	1,500,000円を超える額×0.9 ÷12月+81,100円(100円未満 切捨て)
備考	上表にかかわらず、当分の間140,000円を当該費用徴収月額の上限とする。	

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。別表第2において同じ。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 3人部屋入居者については、この表の費用徴収月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額をもって費用徴収月額とする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てるものとする。